

第 22 期  
大分海区漁業調整委員会

第 9 回委員会

議 事 録

開催日時 令和 4 年 5 月 23 日(月) 午後 3 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号  
大分県水産会館 5 階 研修室



第22期大分海区漁業調整委員会第9回委員会議事録

1. 開催日時 令和4年5月23日(月) 午後15時00分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 小野 眞 一 (会長、議長)  
阿部 貴 史  
藤本 昭 夫  
齋藤 信 二  
須川 直 樹  
渡邊 英 敏  
疋田 一 則  
清家 皆 一  
山本 勇  
濱田 貴 史  
森崎 真 吾  
山尾 和 久  
本庄 新
- 欠席委員 小野 裕 佳 阿部 義 広
- 事務局 倉橋事務局長、大石事務局次長、中川主幹、大竹主任
- 農林水産部 高野審議監兼漁業管理課長
- 漁業管理課 甲斐主任
- 水産振興課 大屋課長
- 臨席者 別府市 原庄平、別府市 長野佑里、中部振興局 竹下洋海、東部振興局 真田康広
4. 議事録署名委員 山尾和久委員、濱田貴史委員
5. 協議事項及び審議の結果  
第1号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について

審議の結果 異議のない旨答申することに決した  
第2号議案 別府湾南部海域における「まきえ船釣り等」の承認について  
審議の結果 原案のとおり承認した

## 6. 審議概要

事務局長 ただいまから、第22期第9回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行をさせていただきます事務局長の倉橋でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員15名中13名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、はじめに高野農林水産部審議監からごあいさつを申し上げます。

高野審議監 ( あいさつ )

事務局長 ありがとうございます。

ここで、4月1日付けの人事異動で事務局の関係職員が2名異動しておりますので、自己紹介をさせていただきたいと思います。

(自己紹介 / 倉橋参事、中川主幹)

議事に入る前に、お手元の資料等の確認をお願いします。配席図、議案書、資料、遊漁の皆様へのパンフレット、今回はタブレットをご用意しております。タブレットの中には紙の資料と同じデータが入っております。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、小野会長に以後の議事進行をお願いします。

議長 議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。山尾委員と濱田委員をお願いします。

続きまして議事に入ります。

第1号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」を審議いたします。事務局から説明してください。

事務局長

議案書の2ページをお開きください。

第1号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についてです。

いか棒受け網漁業ほか5件の許可を行うにあたり、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第15条第1項で定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第46条第2項に基づき、同様に意見を求められているものです。

3ページが知事からの諮問文です。

次の4ページをご覧ください。まず、1の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

これは、漁業の許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することにより、手続の透明化を図るものです。漁業法及び漁業調整規則の規定により、制限措置は、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「2 本件公示の漁業の概要」です。今回公示を行う6件について、表の形にしております。

はじめに、表の上段、県南海域におけるいか棒受け網漁業です。これは、夜間、漁船に明かりを灯して海面を照らし、集まった魚介類を網ですくい取る漁法で、主な漁獲対象種は「いか」です。今回公示に至った背景は、県南地区の漁業者からの要望に伴うものです。要望書は6ページから9ページに添付しておりますので、後ほどご確認ください。

続いて、上から2段目、「小型機船底びき網漁業手繰第2種自家用餌料びき網漁業」です。これは、海底に沈めた網をひき、釣りの餌となる魚介類を袋網に追い込んで取る漁業で、主な漁獲対象種は「えび類」です。今回は、許可の有効期間満了に伴う公示です。

続いて表の上から3段目「機船船びき網漁業」です。これは、水中の中層に浮かべた網をひき、魚介類を袋網に追い込んで取る漁業で、主な漁獲対象種は「いわし、さより等」です。こちらも、許可の有効期間満了に伴う公示となります。

続いて、表の上から4段目「ごち網漁業」です。これは、停止

した船上から網をひき、魚介類を袋網に追い込んでとる漁業で、主な漁獲対象種は「たい、きす、かれい等」です。こちらも、許可の有効期間満了に伴う公示となります。

続いて、表の下から2段目「固定式刺し網漁業」です。これは、錨等で移動しないように固定した網に、泳いで来る魚介類をからめとる漁法で、主な漁獲対象種は「えび、ひらめ等」です。こちらも、許可の有効期間満了に伴う公示となります。

最後に、表の最下段「押網漁業」です。これは、船の先端に設置した網具を、魚群の中に入れてとる漁業で、主な漁獲対象種は「さより」です。こちらも、許可の有効期間満了に伴う公示となります。

以上が、今回公示しようとする漁業の概要です。

続いて、「3 本件公示の制限措置の内容」及び「4 本件公示の申請期間」ですが、詳しくは実際の公示案によりまとめて説明します。なお、今回は公示する漁業種類が多いことから、各漁業種類の表の一番目のみ説明します。

まずはじめに、いか棒受け網漁業です。10ページをお開きください。

漁業の種類は、表のタイトルの「棒受け網漁業」です。表の中が具体的な制限措置の内容です。表のいちばん左の欄の「漁業種類」は「いか棒受け網漁業」です。漁業種類の右の欄の「許可等をすべき船舶の数」について、漁業調整上の理由及び漁業者からの要望により、今回は36隻を上限とします。

その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン未満」、「推進機関の馬力数」は「定めなし」です。さらに右の欄の「操業区域」は、文言で表記しているとおおりです。資料の1ページ目をご覧ください。いか棒受け網漁業の操業区域を載せております。点線部分が操業区域です。

議案書10ページに戻りまして、「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は、要望に基づき「8月1日から9月30日まで」の2ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、「佐伯市（弥生、本匠、宇目及び直川を除く）に住所を有する者」です。いちばん右の欄の「申請期間」は、「令和4年6月6日から同年7月6日まで」の1ヶ月間です。なお、申請期間については、漁業調整規則の規定により、原則1ヶ月以上とされています。

以上が、いか棒受け網漁業についての説明です。

次に、「小型機船底びき網漁業手繰第2種自家用餌料びき網漁業」です。11ページをご覧ください。

漁業の種類は、表のタイトルの「小型機船底びき網漁業」で

す。表のいちばん左の欄の「番号」は「2-3-2」です。その右の欄の「漁業種類」は、「手繰第2種自家用餌料びき網漁業」です。

漁業種類の右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、こちらの許可は、許可する船舶の数を制限しないものであるため、「定めなし」としてあります。その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン未満」、「推進機関の馬力数」は「48キロワット以下。旧漁船法の馬力数では15馬力以下」です。

その右の欄の「操業区域」は、文言で表記しているとおりです。資料の2ページをご覧ください。斜線部分が「小型機船底びき網漁業手繰第2種自家用餌料びき網漁業」の操業区域です。

議案書11ページに戻りまして、「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「5月1日から11月30日まで」です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「共第7号の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者」です。いちばん右の欄の「申請期間」は、公示の日から許可の有効期間中は随時申請を受け付けることとするので、周年としています。

以上が、小型機船底びき網漁業手繰第2種自家用餌料びき網漁業についての説明です。

次に、「機船船びき網漁業」です。15ページをご覧ください。

表のいちばん上の「いわし機船船びき網漁業」について説明します。表のいちばん左の欄の「番号」は「4-1-5」です。その右の欄の「漁業種類」は「いわし機船船びき網漁業」です。漁業種類の右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、こちらの許可は許可する船舶の数を制限しないものであるため「定めなし」としてあります。その右の欄の「船舶の総トン数」及びその右の欄の「推進機関の馬力数」も、「許可等をすべき船舶の数」と同様に制限しないため「定めなし」です。

その右の欄の「操業区域」は、文言で表記しているとおりです。資料の9ページをご覧ください。斜線部分が「いわし機船船びき網漁業」の操業区域です。

議案書15ページに戻りまして、「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「1月1日から12月31日まで」の周年です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「臼杵市（野津町を除く。）に住所を有する者」です。いちばん右の欄の「申請期間」は、公示の日から許可の有効期間中は随時申請を受け付けることとするので、周年としています。

以上が、機船船びき網漁業についての説明です。

次に、「ごち網漁業」について説明します。20ページをご覧

ください。

表の一番上の「たい1 そうローラーごち網漁業」について説明します。この漁業は、漁業を営む者の資格によって制限措置の内容の一部が異なりますが、上段についてのみ説明します。

まず、表のいちばん左の欄の「番号」は「5-1-1」です。その右の欄の「漁業種類」は「たい1 そうローラーごち網漁業」で、漁業種類の右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、許可する船舶の数を制限しないものであるため「定めなし」としています。その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン未満」、「推進機関の馬力数」は「48キロワット以下。旧漁船法の馬力数では15馬力以下」です。

その右の欄の「操業区域」は、文言で表記しているとおりで、資料の32ページをご覧ください。斜線部分が「たい1 そうローラーごち網漁業」の操業区域です。

議案書20ページに戻りまして、「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「7月1日から12月31日まで」の6ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「中津市（三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。）、宇佐市（安心院町及び院内町を除く。）又は豊後高田市に住所を有する者」です。いちばん右の欄の「申請期間」は、公示の日から許可の有効期間中は随時申請を受け付けることとするので、周年としています。

以上が、ごち網漁業についてです

続いて、「固定式刺し網漁業」についてです。22ページをご覧ください。

表の一番上の「えび建網漁業」について説明します。表のいちばん左の欄の「番号」は「9-1-1」です。その右の欄の「漁業種類」は「えび建網漁業」で、漁業種類の右の欄の「許可等をすべき漁業者の数」は、許可する漁業者の数を制限しないものであるため「定めなし」としています。その右の欄の「船舶の総トン数」及びその右の欄の「推進機関の馬力数」も同様に制限を設けないため「定めなし」です。

その右の欄の「操業区域」は、文言で表記しているとおりで、資料の36ページをご覧ください。斜線部分が「えび建網漁業」の操業区域です。

議案書22ページに戻りまして、「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「1月1日から12月31日まで」で周年です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「共第1号の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者」です。いちばん右の欄の「申請期間」は、周年としています。



以上が、「固定式刺し網漁業」についてです。

最後に「押網漁業」についてです。25ページをご覧ください。表の一番上の「さより押網漁業」について説明します。表のいちばん左の欄の「番号」は「14-1-1」です。その右の欄の「漁業種類」は「さより押網漁業」で、漁業種類の右の欄の「許可等をすべき漁業者の数」は、許可する船舶の数を制限しないものであるため「定めなし」としてあります。その右の欄の「船舶の総トン数」及びその右の欄の「推進機関の馬力数」も同様に制限を設けないため「定めなし」です。

その右の欄の「操業区域」は、文言で表記しているとおりで、資料の45ページをご覧ください。斜線部分が「さより押網漁業」の操業区域です。

議案書25ページに戻りまして、「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「10月1日から翌年の5月31日まで」の8ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「臼杵市（野津町を除く。）に住所を有する者」です。いちばん右の欄の「申請期間」は、周年としています。

以上で、今回公示する制限措置の内容について説明を終わります。

引き続き、5ページに戻っていただいて、「5 許可の有効期間の短縮」について説明します。

知事許可漁業の許可の有効期間については、大分県漁業調整規則第15条第1項において規定されており、本日説明した漁業は全て5年間とされています。

一方、この期間については、同規則同条第2項により、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。

今回、いか棒受け網漁業の許可の有効期間を2ヶ月間に短縮しています。これは、毎年、漁業調整上の問題が無いかの確認が必要であることから、従来より許可の有効期間を漁業時期の2ヶ月に限定しており、今回も同様としています。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についての説明は以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、第1号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

渡邊委員 小型機船底びき網漁業、餌こぎの許可数は何隻ですか。

事務局長 令和4年4月1日での集計ですが、自家用餌料びき網全体で11件です。

渡邊委員 実際、操業はしているのでしょうか。実態は把握できているのでしょうか。

事務局次長 漁業法が改正になり、これまでは実態の把握が難しかったのですが、法律の改正後、許可を持つ者は、1月から12月までの1年分の実績を1月中に報告するようになっていきます。これから把握できていくようになります。

議長 よろしいですか。他に。

清家委員 先ほど事務局長から機船船びき網は、表層、中層をひく漁業という説明がありましたが、底はひけないということでしょうか。ちりめんの船で底をこがない船はないと思うのですが。

事務局次長 大分県の知事許可漁業では、通常、表層や中層をひくものを機船船びき網漁業、底をひくものについては、小型機船底びき網漁業として許可しています。ひき網漁業として許可しているものは以上2つになります。

清家委員 機船船びきは、地びき網から、船の発達によって、機船船びきに移行していった歴史があります。また、いわしは季節によって表層から低層まで移動します。

昔は、許可に底をひいてはいけないとか、馬力とか、対象の魚などの記載はなかったと思います。

過去の船びきの許可の歴史を調べてほしいのですが。

事務局次長 確認して回答いたします。

議長 他にございませんか？

今回の許可については公示する漁業種類が多かったので、最初の1件だけの説明でしたが、今回あたらしく設定した漁業種類はないのでしょうか

事務局長 すべて今までも許可してきたものです。新しく設定したものは、ありません。漁業法の改正によって制限措置を設定する場合は委員会に諮る必要が生じているものです。

議 長 他にご意見もないようですので、第1号議案「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」は原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第1号議案については原案のとおり異議ない旨知事に答申することといたします。

議 長 次に、第2号議案の「別府湾南部海域における「まきえ船釣り等」の承認について」を審議します。  
事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 議案書の26ページをお開きください。  
3月18日に開催した第8回委員会で、別府湾南部海域におけるまきえ船釣り等の禁止についての委員会指示の発出が決定されたことから、ただし書に基づく承認申請があったものでございます。

今回は各団体等から計348件の申請が出ております。

次の27ページに年度当初の申請件数を載せています。一番下の合計欄をご覧くださいますと昨年度に比較しまして、2件増加して、348件となっております。

次に29ページをご覧ください。ここに平成24年度からの年度別の承認実績の推移を載せていますが、一番下の総計欄に記載していますように承認件数は年々減少しており、令和3年度実績は380件で前年度から25件減少しております。例年、年度初めの委員会で申請の承認を審議していただきまして、途中で申請が出た場合は、適宜承認のうえ本委員会に報告することとなっております。

ご参考のために、30ページから35ページには3月29日に発出した委員会指示の写しと4月1日に調印された漁場利用協定の写しを載せております。以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、第2号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

ご意見もないようですので、第2号議案については原案のとおり申請を承認することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第2号議案については原案のとおり承認し、申請者に対して承認証を交付することといたします。

以上で予定していた議案は終わりましたが、何かこの機会にご意見等がありましたらお伺いしたいと思いますが、ありませんか。なければ、これをもちまして本日の委員会を終了します。

事務局長 ご審議お疲れ様でした。

次回の委員会は、6月14日に開催予定です。出席のほどよろしくお願いいたします。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第9回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和4年5月23日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員